

令和5年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する事前の質問・意見及び回答

No.	政策・施策名	委員	質問・意見	回答
1	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	朝日委員	<p>今回の評価書では、国際仲裁活性化に向けた4つの取組状況の全体プロセスと、4年間の取組み後の現在地が示され、長期的な取組が求められる施策の評価として、進捗が大変分かりやすく整理されていると思います。</p> <p>その上で、4つの取組状況と最終アウトカムの関係については、それぞれの取組の相互関係を考慮することが有効ではないでしょうか。評価書では、それぞれの課題を分析した上で、最終アウトカムとして「日本における国際仲裁の件数」の状況について分析されていますが、例えば、「企業の理解が進まなければ、仲裁を利用しようとする行動が生まれなため、人材育成も進まず、ひいては施設の利用も伸びない。」といったように、4つの取組が並列ではなく、前後関係にあるという構造もとらえる必要があるかと思えます。</p> <p>また、最終アウトカムの「国際仲裁の件数」には、4つの取組以外の要因である利用者のコスト負担や他国の動向などの影響もあると考えられます。</p> <p>そのため、4つの取組状況のアウトカムと「国際仲裁の件数」という最終アウトカムの関係を直接的に検討するだけでなく、4つの取組の相互関係の分析や、より近位のアウトカムの設定を検討することなどが、今後の施策の重点化や優先順位の検討に資すると思われれます。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>日本における国際仲裁の活性化という全体アウトカムを支える個別の要素・取組をどのように位置付けるべきかという点は、様々な捉え方があり得るものだと思いますが、御指摘のとおり、それぞれが相互に独立する関係ではなく、お互いに影響を与え合いながら、全体アウトカムにつながっていく面は少なからずあるものと考えられます。</p> <p>取組の相互関係や、近位のアウトカムの設定なども含め、御指摘いただいた点は意識しながら、今後の施策の在り方の検討に生かしてまいりたいと考えております。</p>
2	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	朝日委員	<p>資料25ページの「人権擁護委員の声」は新たな評価手法の取組とのことですが、質的評価の利点である、実施プロセスやニーズに関する貴重な情報が得られており、今後の方向性で若年層のニーズに応じた広報の方法に反映させるなど、有効に活用されていると感じました。質的評価情報の信頼性は調査プロセスの透明性や中立性に依存すると思われるので、今後も質的評価手法と結果の活用について、知見の蓄積を進めていただければと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の課題を把握することを目的に「現場の声」などの質的な情報を把握し、評価書の中に反映させる試みを、今回、初めて採用しました。 ・実施に当たっては、調査者を政策担当ではなく、評価担当が担うことや、評価書に掲載するインタビュー結果については、インタビュー対象となった方々にも確認いただくなど、可能な限り透明・中立な調査プロセスとなるよう工夫しました。 ・より良い評価となるよう、今後とも評価手法の改善・実践に取り組んでまいります。
3	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	篠塚委員	<p>国際仲裁の活性化の問題は、わが国の産業競争力の強化・国際取引の基盤整備の一環であり、特に、わが国の司法基盤の改革改善・国際的な信頼性の獲得を目指したものであり、大臣官房国際課だけで対応するものではなく、法曹養成も含めた法務省の関連部署のみならず、内閣、経済官庁、文部科学省等の他の官庁、経済団体、裁判所、日弁連との連携、さらには、国際的な仲裁人の団体や国際機関との協力連携が行われている点(6 関連制度の整備状況)をもう少し詳しく説明していただけないか。</p>	<p>御指摘のとおり、法務省は他省庁を含め様々な機関と連携して国際仲裁の活性化に向けて取り組んでおり、連携の内容も多岐にわたるところです。</p> <p>我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を開催しており、法務省も参加しています。</p> <p>また、法務省の比較的近時の取組の例として、英国仲裁人協会日本支部と連携して行われた人材育成に関する取組と、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)と連携して行われた国際ルール形成に関する取組を紹介させていただきます。詳細は、下記URLを御参照ください。</p> <p>https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai06_00036.html https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai06_00035.html</p>

No.	政策・施策名	委員	質問・意見	回答
4	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	昨年度の入国管理の施設内における外国人による人権侵害救済の申立の件数を教えて下さい。	<p>・人権侵害事件統計(暦年。政府統計(e-Stat)において公表。)において、「入国管理の施設内」という観点からの統計項目は設けていないため、お答えすることは困難です。</p> <p>・なお、入管職員の職務執行に伴う人権侵害に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数ということであれば、人権侵害事件統計上の「公務員等の職務執行に関するもの」のうち、「その他の公務員関係」の「国家公務員」の統計項目に含まれ得るところ、当該項目の令和4年の新規救済手続開始件数は17件です。</p>
5	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	これらの施設内の日本語を話せない外国人の人権救済の申立について通訳等の手当はどのようになされていますか。	<p>一般論として申し上げれば、全ての収容施設に機械翻訳機を配備しており、これを用いて職員と被収容者とのコミュニケーションを行っています。</p> <p>また、機械翻訳機により十分な意思疎通ができないと判断される場合には、通訳人の手配を行うといった対応を行っています。</p>
6	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	これらの施設内の外国人に必要な医療的措置は迅速に実施されていますか。	<p>収容施設の被収容者に対しては、新規入所時及び入所後の定期的な健康診断を実施しているほか、体調不良の訴えがある場合には、原則として全件、速やかに受診させることとしています。</p>
7	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	欧米に比較して難民認定率の低さと特定の参与委員の割り当て件数の多さに批判が生じていますが、手続規定及びその運用において、より外国人の人権を尊重する方向での改善は考えられないのでしょうか。	<p>難民認定は、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき方を個別に判断するものであり、難民認定者数は、この積み重ねであることから、難民認定率により、我が国と他国とを単純に比較することは相当ではないと考えております。</p> <p>その上で、我が国においては、難民と認定すべき者を適切に認定しているほか、難民とは認定しない場合であっても、出身国の情勢等に鑑みて、人道上、本邦での在留を認めるべき者については、在留を適切に認めて保護しております。</p> <p>また、難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要と認識しており、様々な事情を抱えた申請者への事情聴取に対する取組を行っております。</p> <p>この点、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、調査する職員に対する周知を行っております。</p> <p>なお、今般成立した入管法改正法の審議においては、難民調査官や難民審査参与員の審査や研修の在り方など、様々な事項について御指摘を頂き、条文の修正や附帯決議がなされています。こうした御指摘を真摯に受け止めた上で、その趣旨を踏まえ、適切に対応してまいり所存です。</p> <p>難民審査参与員への事件配分について、参与員は、あらかじめ定められた3人の参与員によって構成された常設班に所属しているところ、他の常設班への応援や迅速な審理が可能かつ相当な事件を重点的に配分している臨時班に掛け持ちで入ることに御協力いただける場合には、他の参与員よりも担当する処理件数が多くなることもあります。その反面、参与員としての職務以外の職務の状況や、異なる専門分野の難民審査参与員によって班が構成されるよう配分するなどの事情から、処理件数が少なくなることもあるところ、今後とも、適切な事件配分がなされるよう努めてまいります。</p>

No.	政策・施策名	委員	質問・意見	回答
8	人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	<p>そもそも、法務省としての政策評価であり、人権侵害への対応に関して、人権擁護局だけの課題として評価するのは、適切でない場合があるのではないのでしょうか。特に、法務省は特別権力関係にある施設を管理運営しており、人権侵害の主体となる可能性を構造的に抱えているのではないのでしょうか。たとえば、収容者である外国人に対する人権侵害に関して、人権擁護局関連の相談等の課題や個別事件の解決だけに終わらずに、国連や先進国が求める人権保障の水準を参考にしつつ、法務省として総合的な政策・予防策としての法制度の改革を志向して、入管の収容施設や入国管理行政の改革改善を視野に入れているかどうか、政策評価の対象とすべきなのではないのでしょうか。</p>	<p>・政策評価の対象については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第6条に基づき法務大臣が定める「法務省政策評価基本計画」で明らかにされ、同計画に基づき、「人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」という政策を対象に政策評価を行うものです。</p> <p>・「人権擁護思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」という政策は、法務省の人権擁護機関が実施している人権擁護活動を内容としているところ、御指摘のような個別の政策課題への対応やその改善策については、その政策を所管する各局部課等や他省庁等において課題の分析や対策の検討がなされ、必要な対策が講じられることが重要であると考えております。</p>